畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案参照条文目次

十六	十五	十四四	+	+	+	+	九	八	七	六	五.	兀	Ξ	$\stackrel{-}{-}$	_	
環	並補	国	一法	独	関	関税	酪農	生糸	食料	肉用	関税	地方	加工	独 立	畜産	
太平	助金	際復	人に	立行	税定	法(及び	の輸	農	子牛	暫定	自治	原料	行政	経営	
洋パハ	等に	興開系	対する	政法-	率法	昭和一	肉用	入にに	業・豊	生産党	措置法	法 (記	乳生	法人带	の安立	
ートナ	係る予	発銀行	る政府	人通	(明治	二十九	牛生産	係る調	農村基	安定等	法(昭	昭和二	産者は	農畜産	定に関	
ノーシ	算の	11等か	州の財	則法	四十	年法	座の振	那整等	基本法	等特別	昭和三	<u>+</u> <u>-</u>	補給金	産業振	関する	
ッププ	執行	らの	政援	平成	三年	律第	興に	に関	争	措置	十五	一年法	等暫	類機	法律	
協定	の適	外資	助の	+	法律	六十	関す	する	成十	法(年法	律第六	定措	構法	昭	
の締な	正化に	の受っ	制限	年法律	第五	一 号)	る法律	法律な	年	昭和七	律第一	十	置法	平	和三	
結に伴	に関す	入に関	に関す	律第百	十四号)	(抄)	律 (昭	を廃止	法律第	六十三	三十六	七号)	(昭 和	成十四	十六年	
_う関	る法	でする	る法	三号)			和二	する	百六	年法	一号)	(抄)	四十	年法	法律	
係法	律 (i	特別	律 (E	$\overline{}$	抄)	•	十九九	法律	号)	律第	(抄)	•	法	律第一	第百	
律の整	昭和三	措置に	昭和二	抄)	•	•	年法律	平式	(抄)	九十八		•	律第五	百二十	八十三	
至備に	二十年	に関す	+	•	•	•	律第百	成二十		号)	•	•	百十二	十六号)	三号)	
関す	法律	る法	年法	•			八十二	年法		(抄			十二号)		(抄)	
る法律	第百-	律 (iii	律第一	•	•	•	一号)	律第-	•	_	•	•	沙)	抄	_	
律 (平	七十九	昭和二	二十四	:	:	:	(沙	十二号	:	:	:	:			:	
成一	号)	十八	号)	•	•	•	17	7)	•	•	•	•	•	•		
十八	(抄	年法	(抄	•	•	•	•	抄	•	•	•	•	•	•	•	
年法律	•	律第一	•	•			:			•						
律第百	•	五十	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	:	•	•	
口八号)	•	一 号)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
		沙	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	
抄)	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	:	
:	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
:	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	:	•	•	
•		:	•	•	•	•	:	•	•	•	•	•	•	•	:	
:				•			•									
:	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	:	•	•	
:	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
29	27	27	27	26	26	26	25	25	24	23	18	17	9	5	· 1	

○ 畜産経営の安定に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)(抄)

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付(第三条)

第三章 原料乳及び指定乳製品の価格の安定に関する措置(第四条—第十三条

第四章 雜則 (第十四条·第十五条)

第五章 罰則(第十六条—第十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、 産及びその関連産業の健全な発展を促進し、 主要な家畜又は畜産物について、交付金の交付又は価格の安定に関する措置を講ずることにより、 併せて国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。 畜産経営の安定を図り、 もつて畜

(定義)

第二条 この法律において「肉用牛」とは、政令で定める月齢以上の肉用牛をいい、「肉豚」とは、 種豚以外の豚をいう。

2 この法律において「原料乳」とは、次項の指定乳製品の原料である生乳であつて、農林水産省令で定める規格に適合するものをいう。

3 で定める規格に適合するものをいう。 この法律において「指定乳製品」とは、バター、 脱脂粉乳、 れん乳 (政令で定めるものに限る。) その他政令で定める乳製品であつて、 農林水産省令

一章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付

付することができる。 つて次の各号のいずれにも該当するものに対し、 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、標準的販売価格が標準的生産費を下回つた場合には、肉用牛又は肉豚の生産者であ 肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金(以下「交付金」という。)を交

一・二 (略)

2~4 (略)

第三章 原料乳及び指定乳製品の価格の安定に関する措置

(安定価格の決定)

第四 条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、 毎会計 年度、 当該年度の開始前に、 次の安定価格を定めるものとする。

- 一原料乳の安定基準価格
- 二 指定乳製品の安定下位価格及び安定上位価格
- 2 安定価格は、原料乳及び指定乳製品の生産者の販売価格について定めるものとする。
- 3 上位価格は、その額を超えて指定乳製品の価格が騰貴することを防止することを目的として定めるものとする。 安定基準価格及び安定下位価格は、その額を下回つて原料乳及び指定乳製品の価格が低落することを防止することを目的として定めるものとし、
- 4 安定価格は、原料乳については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、 その再生産を確保することを旨とし、 指定乳製品につ ては
- その生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
- 6 5 農林水産大臣は、 農林水産大臣は、 安定価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。 安定価格を定めようとするときは、 あらかじめ食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

(安定価格の改定)

第五条 改定することができる。 農林水産大臣は、 物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、 特に必要があると認めるときは、 安定価格を

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の場合について準用する。

(原料乳の価格に関する勧告)

第六条 は、当該乳業者に対し、 号)第二条第二項の乳業を行う者をいう。以下同じ。)が安定基準価格に達しない価格で原料乳を買い入れ、又は買い入れるおそれがあると認めるとき 農林水産大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、乳業者(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 その価格を少なくとも安定基準価格に達するまで引き上げるべき旨を勧告することができる。 (昭和二十九年法律第百八十二

農林水産大臣又は都道府県知事は、 前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表することができる。

(指定乳製品の生産等に関する計画)

が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持することを目的として、その構成員の生産する原料乳を原 とする指定乳製品の生産 生乳生産者団体 (生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。以下同じ。)は、 (他に委託する生産を含む。) に関する計画を定め、 農林水産大臣の認定を受けることができる。 原料乳 の価

2 次 の各号の V ずれか に該当する者は、 指定乳製品の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復 又は維持す

産大臣の認定を受けることができる。 ることを目的として、 その者又はその構成員の生産する指定乳製品 (他に委託して生産するものを含む。) の保管又は販売に関する計画を定め、 農林水

- 乳業者が組織する中小企業等協同 組
- 乳業者たる農業協同組合又は農業協同組合連合会が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合連合会

兀 生乳生産者団体

- 3 農林水産大臣は、
- 4 係る乳業者が、正当な理由がないのにその生産の委託に応じないときは、その生乳生産者団体の申出により、 農林水産大臣は、 生乳生産者団体が第一項の認定を受けた他に委託する指定乳製品の生産に関する計画を実施しようとする場合において、前二項の計画が農林水産省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 当該乳業者に対し、 その委託に応ずべき旨
- 5 を命ずることができる。
- 6 農林水産大臣は、 第一項の指定乳製品の生産の委託について模範契約例を定めることができる。第二項の認定をしようとするときは、あらかじめ機構の意見を聴くものとする。

定乳製品の買入れ

- 第八条 機構は、 前条第二項各号のいずれかに該当する者の申込みにより、 その生産した指定乳製品 (他に委託して生産したものを含む。) を安定下位価
- 格で買い入れることができる。
- 2 機構は、 指定乳製品の買入れについては、 前項の規定による生乳生産者団体からの買入れを優先的に行うものとする。
- 第九条 要な数量の当該指定乳製品を保管していないときは、 指定乳製品の価格が安定上位価格を超えて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合において、機構がその価格の騰貴を抑制するために 機構は、 その必要の限度において、 輸入に係る当該指定乳製品を買い入れることができる。

定乳製品の売渡し

- 第十条 令で定めるところにより、 する指定乳製品を一般競争入札の方法により売り渡すものとする。 機構は、 指定乳製品の価格が安定上位価格を超えて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合は、政令で定めるところにより、 随意契約その他の方法で売り渡すことができる。 ただし、 その方法によることが著しく不適当であると認められる場合においては、 政
- 第十一条 品 を売り渡すことができる。 機構は、 次の場合には、 政令で定めるところにより、 原料乳及び指定乳製品の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、 その保管する指定乳製
- その保管する指定乳製品の数量が農林水産省令で定める数量を超えるに至つた場合
- その保管する指定乳製品の保管期間が農林水産省令で定める期間を超えるに至つた場合

三 その 他 林水産省令で定める場合

定 乳製品 の買入れ又は売渡しをしない場合

機構は、 次の場合には、第八条の規定による買入れ又は第十条の規定による売渡しをしないものとする。

- それがあると認めるとき。 第八条第一項の申込みをした者(生乳生産者団体を除く。)について、その者が安定基準価格に達しない価格で原料乳を買い入れ又は買い入れるお
- 第十条の規定による売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。第八条第一項の申込みをした者が、正当な理由がないのに次条の規定による交換に応ずる旨の契約を締結することを拒否するとき。

第十条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行われたと認めるとき。

その他農林水産省令で定める理由があるとき。

定乳製品の交換

兀

製品と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。(十三条)機構は、その保管する指定乳製品の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合は、当該指定乳製品を同 の規格及び数量の指 定乳

雑則

務大臣との協

議

に協 匝 議しなければならない。 農林水産大臣は、第三条第 一項各号、 第二項若しくは第四項、 第七条第三項又は第十一条各号の農林水産省令を定めようとするときは 財務大

告及び検

第十五 業場に立ち入り、 販売業者若しくは輸入業者(これらの者が直接又は間接の構成員となつている団体を含む。)に対し、肉用牛若しくは肉豚の生産費若しくは販売価格 原料乳若しくは指定乳製品の生産費、輸入価格若しくは在庫量その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その 条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、 帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。 肉用牛若しくは肉豚の生産者若しくは原料乳若しくは指定乳製品の生産者、 集荷業者 他の事

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第三条第二項に規定すると畜場 の委託若しくは売渡しを受けた者(その者が直接又は間接の構成員となつている団体を含む。)に対し、肉用牛又は肉豚の生産費に係るものに限る。)の設置者若しくは管理者又は肉用牛若しくは肉豚の生産者からその生産した肉用牛若しくは肉豚(牛肉又は1 肉用牛又は肉豚 (牛肉又は豚肉を含む。) の販売価格その他必要な事項に関し報告を求めることができる。 (牛肉又は豚肉を含む。)の販売規定すると畜場(肉用牛又は肉豚 (と畜に係るも のに限

- 3 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のな項の規定により職員が立入検査をする場合には、 その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五章

偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた者は、 三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 ただし、 刑法 (明治四十年法律第四

十五号) に正条があるときは、 同法による。

第十七条 忌避した者は、 者は、三十万円以下の罰金に処する。第十五条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽の報告をし、 又は同条第一項の規定による検査を拒み、 妨げ、

人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金、十八条(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用 を科する。

法人を被告

2 人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、

 \bigcirc 独立行政法人農畜産業振興 兵機 構 法 (平成十四年法律第百二十六号) (抄

、業務の範囲

機構は、 第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 畜産経営の安定に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号) の規定による措置の実施に必要な次の業務を行うこと。
- 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付を行うこと。
- 口 指定乳製品の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。
- 口の業務に伴う指定乳製品の保管を行うこと。
- 費について補助すること。 農林水産省令で定めるところにより、 畜産経営の安定に関する法律第七条第二項の認定を受けた指定乳製品の保管に関する計画 の実施に要する経
- 畜産物 生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補 助す

ること。

- 野菜生産 出荷安定法 (昭和四十一年法律第百三号)の規定により次の業務を行うこと。
- 指定野菜の価格の著しい低落があった場合における生産者補給交付金及び生産者補給金の交付を行うこと。
- あらかじめ締結した契約に基づき指定野菜の確保を要する場合における交付金の交付を行うこと。
- 一般社団法人又は一般財団法人が行う業務でイ又は口の業務に準ずるものについてその経費を補助すること。
- ること。 野菜の生 産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助す
- Ŧi. 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 (昭 和四十年 ·法律第百九号) の規定により次の業務を行うこと。
- 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻しを行うこと。
- 異性化糖等の買入れ及び売戻しを行うこと。
- 輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しを行うこと。
- 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付を行うこと。
- 輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻しを行うこと。
- ヘホニハロ でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付を行うこと。
- 畜産物、 野菜、砂糖及びその原料作物並びにでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報を収集 整理 及び提供すること。
- 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(区分経理)

- 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
- 第十条第三号の業務、 第十条第一号の業務、 一までの業務、同条第六号の業務(砂糖及びその原料作物に係るものに限る。)及びこれらに附帯する業務同条第四号の業務、同条第六号の業務(野菜に係るものに限る。)及びこれらに附帯する業務同条第二号の業務、同条第六号の業務(畜産物に係るものに限る。)及びこれらに附帯する業務
- 第十条第五号イからニまでの業務、
- 第十条第五号ホ及びへの業務、 同条第六号の業務(でん粉及びその原料作物に係るものに限る。)並びにこれらに附帯する業務

積立金の処分

2 •

略

大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項に規定する積立金があるときは、その額に相当する金額(十三条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後 更の認可を受けたときは、 その変更後のもの) 0) 定めるところにより、 当該次の中期目標の期間における第十条に規定する業務の財源に充てることがで |受けた中期計画(同項後段の規定による変は、その額に相当する金額のうち農林水産の期間」という。) の最後の事業年度に係

6 -

(長期借入金

第十四条 機構は、 第十条第一号ロ及びハの業務に必要な費用に充てるため、 農林水産大臣の認可を受けて、 長期借入金をすることができる。

第十五 範囲内において、機構が第十二条第一号の業務に係る勘定の負担においてする前条の長期借入金又は通則法第四十五条第一項の短期借入金に係る債務・五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額 ることができる債務を除く。)について保証することができる。 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律 (昭和二十八年法律第五十一号) 第二条第一項の規定に基づき政府が保証 歴契約を

理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、 び第二項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の 号ハ及び第四号の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項、第二十三条並びに第二十五条第一項及 人農畜産業振興機構」と、 七条 条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用) 同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の事業年度」と読み替えるものとする。一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法 の規定(罰則を含む。)は、第十条第一号ニ、

(財務大臣との協議)

- 第十八条 農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。
- 第十条第一号二、第二号又は第四号の農林水産省令を定めようとするとき
- 第十三条第一項の承認をしようとするとき。
- 第十四条又は第十六条の認可をしようとするとき。

第二十二条 次の各号の いずれかに該当する場合には、 その違反行為をした機構の役員は、 二十万円以下の過料に処する。

第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附 則

業団の 解散等)

- 2 5 8
- 該各号に定める勘定に属する積立金として整理しなければならない。 項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、 その 承継の際、 次の各号に掲げる積立金として整理されている金額 は、 それぞれ
- 一•二 (略)
- 定による改正後の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法 旧暫定措置法第三条第一項に規定する業務に係る旧事業団法第三十一条第一項の勘定において積立金として整理されている金額 (以下「新暫定措置法」という。) 第三条第一項に規定する業務に係る第十一 則第十 条の 勘 五. 規
- 12 10 第 11 (略)
- として管理するものとする。 れ ている金額は、 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、 附則第十六条の規定による改正後の肉用子牛生産安定等特別措置法により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、 (以 下 旧 特別措置法第十六条第一項の規定により調整資金として管理さ 「新特別措置法」という。)第十四条第二項に規定する資金
- 13

業務の特例

第五 いて、この法律の特例その他必要な事項は、それぞれ新暫定措置法及び新特別措置法で定める。 機構は、 当分の間、 第十条に規定する業務のほか、 新暫定措置法第三条第一 項及び新特別措置法第三条第一 項に規定する業務を行う。 の場合に

- ことができる。 0 砂 糖及びその原料作物 機構は、 当分の間、 の生産の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助する業務及びこれに附帯する業務を行う、第十条及び前条に規定する業務のほか、砂糖又はてん菜若しくはさとうきびの生産又は流通の合理化を図るための事業その他
- 附則第六条第一項に規定する業務」と、第十三条第一項及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び附則第六条第一項」と、第十七条中 第四号」とあるのは 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第三号中「これらに附帯する業務」とあるのは 「第四号並びに附則第六条第一項」と、第十八条第一号中「又は第四号」とあるのは「若しくは第四号又は附則第六条第一項」と 「これらに附帯する業務並 びに
- 第八条 第六条第 機構は、 旧事業団法第二十八条第一項第三号の規定によりされた出資に係る株式又は持分の処分が終了するまでの間、 第十条、 附 則第五 附則
- 2 前 :項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは条第一項及び前条第一項に規定する業務のほか、当該株式又は持分の管理及び処分を行う。 第八条第 一項に規定する業務」と、 第十三条第一項及び第二十二条第二号中 「第十条」とあるのは 「第十条及び附則第八条第 「これらに附帯する業務 項」とする。 びに

○ 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)(抄)

目次

第一章 総則 (第一条・第二条)

第二章 独立行政法人農畜産業振興機構の業務の範囲の特例(第三条・第四条

第三章 加工原料乳についての生産者補給金等の交付(第五条—第十二条)

第四章 指定乳製品等の輸入等 (第十三条—第十九条)

第五章 雑則 (第二十条—第二十三条の二)

第六章 罰則 (第二十四条・第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 格の安定を図り、もつて酪農及びその関連産業の健全な発達を促進し、併せて国民の食生活の改善に資することを目的とする。通ずる加工原料乳に係る生産者補給金の交付、輸入乳製品の調整等に関する業務を行わせることにより、生乳の価格形成の合理化と牛乳及び乳製品 この法律は、牛乳及び乳製品の需要の動向と生乳の生産事情の変化に対処して、当分の間、 独立行政法人農畜産業振興機構に、 生乳生産者団体を の価

(定義)

第二条 この法律において ものをいう。 加工原料乳」とは、 指定乳製品その他政令で定める乳製品の原料である生乳であつて、 農林水産省令で定める規格に適合する

2 この法律において「指定乳製品」とは、 る指定乳製品をいう。 畜産経営の安定に関する法律 (昭和三十六年法律第百八十三号。 以下「法」という。) 第二条第三項に規定す

第二章 独立行政法人農畜産業振興機構の業務の範囲の特例

(独立行政法人農畜産業振興機構の業務)

という。)第十条に規定する業務のほか、 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。 次の業務を行う。 は、 独立行政法人農畜産業振興機構法 (平成十四年法律第百二十六号。 以下「機構法

- 加工原 料乳 についての生産者補給交付金の交付
- 指定乳製品又は政令で定めるその他の乳製品(以下「指定乳製品等」と総称する。 の 輸入
- 六五四三二 前号の業務に係る指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡
 - 前号の業務に伴う指定乳製品等の保管
- 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し
- 前各号の業務に附帯する業務
- 項第 一号 から第三号まで及び第五号の業務は、 次章及び第四章に定めるところにより行うものとする。

第四 削

加 工原料乳につい ての生産者補給金等の交付

生産者補給交付金の交付

第五 る契約 積立てに要する費用を生乳の生産者がこの条の規定による指定を受けた生乳生産者団体(以下「指定生乳生産者団体」という。)に支払う旨の定めがあであつて、加工原料乳の販売価格の低落がその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であつて農林水産省令で定める基準に適合するものの 加工に係る飲用牛乳若しくは乳製品の販売をいい、)に対し、当該生乳生産者団体の行う生乳受託販売(委託を受けて行う生乳の販売又は委託を受けて行う生乳の処理若しくは加工及び当該処理若しくは 一交付金を交付することができる。 合会その他の者に対するこれらの委託を含む。以下同じ。)に係る加工原料乳 機構は、予算の範囲内で、 (第十一条第一項において「生産者積立金契約」という。 都道府県知事又は農林水産大臣の指定を受けた生乳生産者団体(法第七条第一項の生乳生産者団体をいう。 生乳生産者団体が直接又は間接の構成員となつており、かつ、全国の区域を地区とする農業協同組合)に係るものに限る。)につき、 (当該指定に係る次条第一項に規定する地域内において生産されるもの その生産者への生産者補給金に充てるため、 生 下 産 同 者補

〔生乳生産者団体の指定〕

- 、その指定を受けようとする生乳生産者団体の申請により、その申請に係る地域が一の都道府県の区域を超えない生乳生産者団体については当該都道府大臣が都道府県知事の意見を聴いて当該区域を分けて区域を定めたときは、その区域。第四項及び次条第三号において同じ。)を単位とする地域ごとに 事が、その他の生乳生産者団体については農林水産大臣が行う。 前条の指定は、一又は二以上の都道府県の区域(その区域の自然的経済的条件に照らして、これにより難いと認められる場合において、 農林水産
- 3 2 下「受託規程」という。)を定め、これを指定申請書に添えて、当該都道府県知事又は農林水産大臣に提出しなければならない。条の指定を受けようとする生乳生産者団体は、農林水産省令で定める手続に従い、生乳受託販売の事業及び生産者補給金の交付の業務に関する規程 生産者団 体は、 第一 項の申請をするには、 あらかじめ、 その申請及び前項の受託規程につき、 総会の議決を経なければならない。

- 10 -

4 成林水産· 大臣 は 前 条の指定をしようとするときは、 あらかじめ、 当該申請に係る地 域内の区域を管轄する都道府県知事の意見を聴くものとする。

第五条の指定は、その申請者が次の各号の要件のいずれにも適合している場合でなければ、してはならない

- 生乳受託販売の事業及び生産者補給金の交付の業務を適正かつ確実に実施できると認められること。
- 二 その申請に係る地域内で生産される生乳 乳 の数量が農林水産省令で定める相当の割合を占めており、又は占めることとなる見込みが確実であること。 (以下「当該地域内生産生乳」という。)の販売数量に対し申請者の生乳受託販売に係る当該地域内生産生
- 受託販売に係るそれぞれの区域内で生産される生乳の数量が農林水産省令で定める相当の割合を占めており、 その申請に係る地域が二以上の都道府県の区域の場合にあつては、当該地域内のそれぞれの区域内で生産される生乳の販 又は占めることとなる見込みが確実であ 売数量に対 し申 の生
- 兀 きると認められること。 申請者の定款によれば、 当該地域内生産生乳の生産者 (農林水産省令で定めるものを除く。) のすべてがその直接又は間接の構成員となることがで
- 五. と認められること。 申請者の定款において、 その生乳受託販売の事業に係る施設についてのその構成員以外の者の利用がその構成員に比して実質的に制限されてい ない
- 第十条第一項又は第二項の規定により指定を解除され、その解除の日から二年を経過しない者でないこと。 者補給金の金額の算定及びその交付の方法その他の事項が農林水産省令で定める基準に従い定められていること。 申請者の受託規程において、生乳受託販売に係る委託をした者に対して支払う対価の算定の方法、生乳受託販売に係る販売価格の約定の 方法、 生産

定の公示等)

第八条 都道府県知事は、 第五条の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を、公示し、かつ、農林水産大臣に届け出 なけ ればならな

農林水産大臣は、 第五条の指定をしたときは、遅滞なく、 その旨を公示しなければならない。

(受託規程の変更)

指定生乳生産者団体は、受託規程を変更する場合には、その変更につき、総会の議決を経なければならない。

大臣に届け出なければならない。 指定生乳生産者団体は、受託規程を変更したときは、 遅滞なく、 農林水産省令で定める手続に従い、 その旨を当該指定をした都道府県知事又は農林水

定の解除

しなければならない。 都道府県知事又は農林水産大臣は、 指定生乳生産者団体が次の各号の いずれかに該当するときは、 政令で定めるところにより、 第五条の指

を解

- 第七条第二号から第六号までの要件の全部又は一部に適合しなくなつたとき。
- 二 総会の議決を経て第五条の指定の解除の申出があつたとき。
- 2 都道府県知事又は農林水産大臣は、指定生乳生産者団体が次の各号の いずれかに該当するときは、 政令で定めるところにより、 第五条の指定を解

- 三 正当な理由がないのにその構成員以外の者にその生乳受託販売の事業に係る施設の利用を拒んだとき。二 受託規程に違反して生乳受託販売の事業又は生産者補給金の交付の業務を行つたとき。一 第七条第一号の要件に適合しなくなつたとき。
- 八条の規定は、 前二項の規定による指定の解除について準用する

産者補給交付金の金額

数量の毎会計年度における合計が、当該年度において機構が第三条第一項第一号の業務として交付する同号の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量のに限る。次条第一項において同じ。)のうち加工原料乳の数量として政令で定めるところにより都道府県知事又は農林水産大臣が認定する数量(その 乳受託販売に係る委託(当該委託を受けた者からの当該委託に係る生乳の生乳受託販売に係る委託及び当該生乳につき順次にされる生乳受託販売に係る次項の規定により定められる生産者補給金の単価(以下「補給金単価」という。)に、当該指定生乳生産者団体が生乳の生産者からのその生産に係る生乳十一条 機構が交付する生乳受託販売に係る加工原料乳についての生産者補給交付金の金額は、政令で定める期間ごと及び指定生乳生産者団体ごとに、 あつては、その算出される数量)に相当する数を乗じて得た額とする。 \mathcal{O} る生産に係るもの及び他の指定生乳生産者団体の委託を受けて行う生乳受託販売に係るものを除き、生産者積立金契約を締結した生産者の生産に係るも 委託を含む。)を受けて当該政令で定める期間内に行つた生乳受託販売に係る生乳の数量(当該指定生乳生産者団体の指定に係る地域以外の地域におけ 最高限度として農林水産大臣が定める数量を基礎として農林水産省令で定めるところにより指定生乳生産者団体ごとに算出される数量を超える場合に

- 0) 相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として定めるものとする。 補給金単価は、農林水産大臣が、 生乳の生産費その他の生産条件、生乳及び乳製品の需給事情並びに物価その他の経済事情を考慮し、 生産され る生乳
- 4 農林水産大臣は、補給金単価及び第一項の農林水産大臣が定める数量(以下「補給金単価等」という。)を定めるに当たつては、酪農経営3 第一項の農林水産大臣が定める数量は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。 促進することとなるように配慮するものとする。 酪農経営の 合理: 化
- 5 補給金単価等は、 毎会計年度、当該年度の開始前に定めなければならない。
- 6 農林水産大臣は、 補給金単価等を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 農林水産大臣は、 補給金単価等を定めたときは、 遅滞なく、これを告示するものとする。
- 定することができる。 農林水産大臣は、 物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、 特に必要があると認めるときは、 補給金
- 9 、及び第七項の規定は、 前 項の規定による補給金単価等の改定につい て準用する。

(生産者補給金の交付)

給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、 係る生乳の数量を基準として交付しなければならない。 指定生乳生産者団体は、機構から生乳受託販売に係る加工原料乳についての生産者補給交付金の交付を受けたときは、 当該指定生乳生産者団体に前条第一項の生乳受託販売に係る委託をした者に対し、 その交付を受けた生産者 その委託

受けた者 前項の規定により生産者補給金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く。 者補給金として、 (生乳の生産者を除く。) についても、 その者に前条第一項の生乳受託販売に係る委託をした者に対し交付しなければならない。 同様とする。 は、 その交付を受けた金額に相当する金額を、 この項の規定による生産者補給金の交付を 同項の規定の例により、生

第四章 指定乳製品等の輸入等

(指定乳製品等の輸入)

機構は、 国際約束に従つて農林水産大臣が定めて通知する数量の指定乳製品等を輸入するものとする。

機構は、 :定乳製品等を輸入することができる。 前項の規定によるほか、指定乳製品の価格が著しく騰貴し、 又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、 農林水産大臣の承認を受けて

(輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し)

ŋ ·渡さなければならない。ただし、次に掲げる場合及び次項に規定する場合は、この限りでない。1が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定乳製品等の所有者でない場合にあつては、その所有者) 应 指定乳製品等につき関税法 (昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の規定による輸入の申告 は、 (以下「輸入申告」という。) をする者 その輸入申告に係る指定乳製品等を機 (その

- 一 機構又は機構の委託を受けた輸入業者が指定乳製品等を輸入するとき。
- 指定乳製品の価格の安定に悪影響を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるとき。
- とを確保する旨の契約を機構と締結しなければならない。 れることとなつた場合(農林水産省令で定める場合を除く。 法律第五十四号)第九条の二の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入する者は、 政令で定める用途に供されるものとして関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号))にはその指定乳製品等を機構に売り渡し、 その指定乳製品等が当該政令で定める用途以外の用途に供さ 第八条の五第二項において準用する関税定率法 及びその指定乳製品等が機構に売り渡されるこ (明治四十三
- 3 第一項の規定による売渡し又は前項の規定による契約の締結は、 当該指定乳製品等に係る輸入申告の前に、 申込書を機構に提出してしなければならな
- 4 は、同条第一項の許可、承認等とみなす。指定乳製品等についての関税法第七十条の規定の適用については、 前項の規定による申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する機構の

承

前 項 0 機 構 の承諾に関 し必要な事項は、 政令で定める。

5

- (輸入に係る指定乳製品等の買入れの 価
- 第十四条の二 前条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等についての機構の買入れの価額は、 当該指定乳製品等について輸入申告をすべき価額と
- (輸入に係る指定乳製品等の売戻し)
- 第十四条の三
- 2 しに係る指定乳製品等を買い戻さなければならない旨の条件を付することができる。 機構は、 前項の規定による売戻しをするため、第十四条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者がその売一 機構は、第十四条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しをした者に対し、その指定乳製品等を売り戻さなければならない。
- 3 るところにより、 機構は、第十四条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者に対し、 当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、 証券その他の担保を提供させることができる。りる者に対し、前項の条件を付するほか、政令で 政令で定め
- .輸入に係る指定乳製品等の売戻しの価額
- 第十四条の四 の数量を乗じて得た額を、 前条第一項の規定による機構の売戻しの価額は、 機構の買入れの価額に加えて得た額とする。 国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する金額に、 当該売戻しに係る指定乳製品等
- 2 第十四条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等が当該売渡し前に変質したものである場合には、 当該指定乳製品等につき、 前項の規定により加算する額を減額することができる。 機構は、 農林水産省令で定めるところにより

第十五条 て、第十四条の二中「輸入申告をすべき価額」とあるのは、 前三条の規定は、第十四条第二項の規定による契約に基づく指定乳製品等の機構への売渡し及びその売戻しについて準用する。 「農林水産省令で定める価額」と読み替えるものとする。 この 場合に

- (指定乳製品等の売渡し)
- 第十六条 その方法によることが著しく不適当であると認められる場合においては、 機構は、 次に掲げる場合には、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品等を一般競争入札の方法により売り渡すものとする。 政令で定めるところにより、 随意契約その他の方法で売り渡すことができ
- 指定乳製品の価格が著しく騰貴し、 又は騰貴するおそれがあると認められるとき。

るとき

指定乳製品 の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、 指定乳製品の消費の安定に資することを旨として農林水産大臣が指示する方針によ

第十七条 乳製品等を売り渡すことができる。 機構は、次の場合には、政令で定めるところにより、 加工原料乳及び指定乳製品 の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、 その保管する指定

- その保管する指定乳製品等の保管期間が農林水産省令で定める期間を超えるに至つた場合その保管する指定乳製品等の数量が農林水産省令で定める数量を超えるに至つた場合
- その他農林水産省令で定める場合

(売渡しをしない場合)

第十八条

- 一 第十六条の規定による売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。斗八条 機構は、次の場合には、第十六条の規定による売渡しをしないものとする。
- 第十六条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行われたと認めるとき。
- その他農林水産省令で定める理由があるとき。

第十九条 と交換することができる。 機構は、 さきる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。その保管する指定乳製品等の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合には、これを同 の規格及び数量の指定乳製品等

第五章 雑則

法の適用

ては、適用しない。 法第四条から第六条まで及び第八条から第十三条までの規定は、法第二条第二項に規定する原料乳及び同条第三項に規定する指定乳製品 記につい

- 2 五条第一項中「原料乳」とあるのは「加工原料乳」とする。十二号)第二条第一項に規定する加工原料乳(以下「加工原料乳」という。)の価格」と、補給金単価が定められている場合には、法第七条第一項中「原料乳の価格」とあるのは 「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法 「生産する原料乳」とあるのは 「生産する生乳」と、法第十 (昭和四十年法律第百
- 3 第三項」とする。 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、 法第十四条中 「、 第七条第三項又は第十一条各号」とあるのは、 「又は第七条

機構法の適用

第二十条の二 機構法第十条第一号ロ及びハの規定は、 法第二条第二項に規定する原料乳及び同条第三項に規定する指定乳製品については、 適用しない。

2 とあるのは「交付する補助金又は暫定措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金」と、 第十五条中「勘定」とあるのは「勘定又は暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」と、機構法第十四条中「第十条第一号ロ及びハ」とあるのは「第十条第一号ロ及びハ並びに暫定措置法第三条第一項第二号から第五号まで」と、機構法 ·算 |給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号。以下「暫定措置法」という。) 第三条第一項第一号から第五号までの業務 第三条第 の執行の適正化に関する法律 一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十二条中「業務ごとに」とあるのは 以下同じ。)について」と、機構法第十三条第一項及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び暫定措置法第三条第一項」 ر کر 機構法第二十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」とする。 「同法 「業務ごと及び加 (」とあるのは (これらの業務に附帯する 「補助金等に係る 工原料乳 生産者

区分経理の特例)

認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を超えない額を、 いて独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第四十四条第一項に規定する残余を生じたときは、これらの規定にかかわらず、農林水産大臣の承二十条の三 機構は、第三条第一項第一号から第五号までの業務(これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。)に係る機構法第十二条の勘定にお 機構法第十二条第一号の業務に係る勘定に繰り入れることができる。 機構法第十条第二号の業務に必要な経費の財源に充てるた

(機構に対する交付金)

政府は、 予算の範囲内で、 機構に対し、 第三条第一 項第一号の業務に必要な経費の財源に充てるため、 交付金を交付するものとする。

(財務大臣との協議)

第二十二条 ればならない。 農林水産大臣は、 第十七条各号の農林水産省令を定めようとするとき、又は第二十条の三の承認をしようとするときは、 財務大臣に協 しな

報告及び検査)

2 第二十三条 他第二条第一項の政令で定める乳製品の生産者、販売業者若しくは輸入業者(これらの者が直接又は間接の構成員となつている団体を含む。 要な事項の報告を求め、 項の規定により職員が立入検査をする場合には、 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、 が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、 政令で定めるところにより、 関係人に提示しなければならない。 その帳簿、 書類その他の物件を検査させることができる。 加 工原料乳若しくは指定乳製品その)に対して

犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(事務の区分)

3

項の規定による立入検査の権限は、

第二十三条の二 第六条第 項 (指定を行う事務に係る部分に限る。)及び第二項 第八条第一項 (第十条第三項において準用する場合を含む。

十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 条第二項、第十条第一項及び第二項、第十一条第一項並びに前条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、 地方自治法 (昭和二

第六章 罰則

(罰則)

第二十四条 第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、 又は同項の規定による検査を拒み、 妨げ、 若しくは忌避した者は、二

十万円以下の罰金に処する。

2 ほ か、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、 前項の違反行為をしたときは、 行為者を罰する

第二十五条 第九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、 十万円以下の過料に処する。

附則

1 する。 この法律は、 昭和四十一年四月一日から施行する。 ただし、 第十一条第六項、 第十項及び第十一項並びに次項及び第四項の規定は、 公布の日から施行

○ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

(抄)

另二条 (略)

②~⑧ (略)

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、 (以下「第一号法定受託事務」という。

二 (略)

⑩~⑰~ (略)

別表第 第一号法定受託事務(第二条関係

この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、 上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事
(略)	(略)
社会福祉施設職員等退職	第二十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
手当共済法(昭和三十六	
年法律第百五十五号)	
(略)	(略)
加工原料乳生産者補給金	第六条第一項(指定を行う事務に係る部分に限る。)及び第二項、第八条第一項(第十条第三項において準用する場合を
等暫定措置法(昭和四十	含む。)、第九条第二項、第十条第一項及び第二項、第十一条第一項並びに第二十三条第一項の規定により都道府県が処
年法律第百十二号)	理することとされている事務
(略)	(略)

 \bigcirc 関税暫定措 置法 (昭和三十五年法律第三十六号)

輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税

第七条の三

(略)

前項の規定は、 別表第一の六に掲げる物品が次の各号の いずれかに該当する場合には、 適用しない。

エイ及び調製ホエイ並びに同表第〇四〇五・一〇号、第〇四〇五・二〇号及び第〇四〇五・九〇号に掲げるミルクから得たバターその他の油脂及びデ及び二に掲げるミルク及びクリーム、同表第〇四〇三・九〇号の一に掲げる凝固したミルク及びクリーム等、同表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホ関税定率法別表第〇四〇二・一〇号の一及び二の二、第〇四〇二・二十号並びに第〇四〇二・九九号の一の二 定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの イリースプレッドのうち、独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)第十三条第一項に規

(略)

3 \ 8

第八条の五 (略) (暫定税率の適用を受ける物品に対する特殊関税制度の適用)

2 関税定率法第九条の二の規定は、別表第一において税率が一定の数量を限度として定められている物品のうち政令で定めるものについて準用する。

〇 四 〇 · ·			(略) 関税定率法別表の番号	別表第一暫定関税率表(第二条、
粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限る。) 粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の一) に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認 を受けて輸入するもの こ その他のもののうち 企立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項 を受けて輸入するもの に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認 を受けて輸入するもの を受けて輸入するもの に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認 を受けて輸入するもの を受けて輸入するもの を受けて輸入するもの に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認 を受けて輸入するもの を受けて輸入するもの を受けて輸入するもの を受けて輸入するもの を受けて輸入するもの を受けて輸入するもの を受けて輸入するもの を超えるものに限る。)	(略) (略) (略) (略) (ではのもの) (ではの)	也略入す立をそり つ な行加の る数政え他ム	(路) 品 名 ——————————————————————————————————	一条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係)
= O %	(A) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B	各略 五 %	税 (略)	

	に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認	
	独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項	
	(二) その他のもののうち	
	一 脂肪分が全重量の八%を超えるもの	
	その他のもの	〇四〇二・九九
(略)	(略)	〇四〇二・九一
(略)	その他のもの	
(略)	(2) (略)	
三 五 %	けて輸入するもの	
	規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受	
	(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に	
	二 その他のもの	
<u>=</u> 0 %	を受けて輸入するもの	
	に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認	
	独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項	
	(二) その他のもののうち	
	を受けて輸入するもの	
	に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認	
	独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項	
	() 脂肪分が全重量の三○%以下のもののうち	
	一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの	
	その他のもの	〇四〇二・二九
(略)	(2) (略)	
三 五 %	を受けて輸入するもの	
	に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認	
	畜産業振興機構が加工原料乳生	
	(二) その他のもの	
(略)	(一) (略)	
	二 その他のもの	
= 0 %	受け	

_	に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農材水産大臣の承認	
	見ざての文献の近月刊で前へてののので、引き等で立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補	
	(1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち	
	(三) 脂肪分が全重量の二六%を超えるもの	
(略)	(2) (略)	
(略)	(略)	
	を受けて輸入するもの	
	に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認	
	独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項	
	(1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち	
	二 脂肪分が全重量の一・五%を超え二六%以下のもの	
(略)	(2) (略)	
(略)	(略)	
	を受けて輸入するもの	
	に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認	
	○ 注一一、注:・○ 注一一、注一 : : :○ 音産業振興機構が加工原料乳生産者補	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	脂肪分が全重量の一・五%以下のもの	
	、果実若しくはナットを加えたも	
)、 ~ 、 、 、 、 、	
		○匹○三・九○
(略))	
	ット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。)	
	ク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をしてあるか	
	ターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性)四・〇三
<u>=</u> %	けて輸入するもの	
	に	
	立行政法人	
	のもののうち	
<u>=</u> 0 %	を受けて輸入するもの	

 \bigcirc

○四○五・一○バター(2) (略)ボター(2) 輸入するもの(3) 独立行政法人農畜産(4) 独立行政法人農畜産(5) 輸入するもの	○四・○五三の四○四・九○(略)(略)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)(では、)<	ー 滅菌し、冷凍し、保存に - 減菌し、冷凍し、保存に - 減菌し、冷凍し、保存に - 減菌し、冷凍し、保存に - 減菌し、冷凍し、保存に - 11 独立行政法人農畜産 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (1) 独立行政法人農畜産 (1) 独立行政法人農畜産	○四・○四 ○四・○四 ○四・○四 ○四・○四 ○四○四・一○ ホエイ(濃縮若しくは乾燥をして・ 本エイ及び調製ホエイ(濃縮若 かないかを問わない。) かないかを問わない。)
輸入するもの及び振興機構が加工原	脂及びデイリースプレッド	国内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受出内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受定業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に定業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に定業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に	行しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるがから成る物品(砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないも、
(略 <u>三</u>	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(2) (略)	
三五%	輸入するもの	
	定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて	
	独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規	
	一 脂肪分が全重量の八五%以下のもののうち	
	その他のもの	〇四〇五・九〇
三五%	数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	
	独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する	
	デイリースプレッドのうち	〇四〇五・二〇
(略)	(2) (略)	
三五%	輸入するもの	
	定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて	
	① 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規	
	二 その他のもの	

 \bigcirc 肉用子牛生産安定等特別措置法 (昭和六十三年法律第九十八号) (抄)

(独立行政法人農畜産業振興機構の業務)

第三条 という。)第十条に規定する業務のほか、次の業務を行う。忍三条 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。 は、 独立行政法人農畜産業振興機構法 (平成十四年法律第百二十六号。 以 下 「機構法

二 肉用子牛についての生産者積立助成金の交付一 肉用子牛についての生産者補給交付金の交付

前二号の業務に附帯する業務

(略)

(機構に対する交付金)

第十四条 食肉等についての同条第二号及び第六号の業務(これらの業務に附帯する業務を含む。)に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとす 政府は、機構に対し、第三条第一項に規定する業務、機構法第十条第一号イの業務(これに附帯する業務を含む。次項において同じ。)並びに

2 業務に附帯する業務を含む。)に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。 該業務に係る機構法第十二条の勘定に繰り入れ又は機構法第十条第一号イの業務若しくは食肉等についての同条第二号若しくは第六号の業務(これらの 機構 項の規定により交付を受けた交付金を第十六条第一項の規定により第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるものとして当

構法の適用

第十五 条」とあるのは「第十条及び特別措置法第三条第一項」と、機構法第十五条中「勘定」とあるのは「勘定又は特別措置法第三条第一項に規定する業務に産安定等特別措置法(以下「特別措置法」という。)第三条第一項に規定する業務について」と、機構法第十三条第一項及び第二十二条第二号中「第十二千五条(第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十二条中「業務ごとに」とあるのは「業務ごと及び肉用子牛生 交付金若しくは同項第二号の業務として交付する生産者積立助成金」とする。 係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は特別措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給

(区分経理の特例

- 第十六条 四条第二項に規定する資金
- 2 を、第三条第一項に規定する業務又は加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)第三条第一項第一号から第五号までの業務機構は、機構法第十二条の規定にかかわらず、調整資金の運用若しくは使用に伴い生ずる前事業年度の機構の収入の額又はその見込額の全部又は一切(以下「調整資金」という。)から、当該業務に係る機構法第十二条の勘定に繰り入れることができる。十六条 機構は、機構法第十二条の規定にかかわらず、第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるため、第十四条第二項に規定する資 らの業務に附帯する業務を含む。)に必要な経費の財源に充てるため、 これらの業務に係る機構法第十二条の勘定に繰り入れることができる。 又は一部

\bigcirc 業・農村基本法 (平成十一年法律第百六号) (抄)

- 第四 関する重要事項を調査審議する。 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させら れた事項を処理するほか、 農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、 の法律 0
- 2 審議会は、 前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3

二十九年法律第百八十二号)、果樹農業振興特別措置法 **沿予防法** 議会は、 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 (昭和二十六年法律第百六十六号) 、飼料需給安定法 前二項に規定するもののほか、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)、家畜改良増殖法 (昭和四十年法律第百九号)、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法 (昭和三十六年法律第十五号)、畜産経営の安定に関する法律 (昭和二十七年法律第三百五十六号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 (昭和二十五年法律第二百 (昭和四十 (昭和三十六年法 年法律第百十二号) 律第百八十三号 (昭 和

平成二十七年法律第十四号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律 律 号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法 十三年法律第九十八号)、食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三 興地域の整備に関する法律 (平成十八年法律第八十八号) 、有機農業の推進に関する法律 (平成十八年法律第百十二号) 、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促 (昭和四十四年法律第五十八号)、 卸売市場法 (昭和四十六年法律第三十五号)、肉用子牛生産安定等特別措置法 (平成二十一年法律第二十五号)及び都市農業振興基本法((昭

 \bigcirc 生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律 (平成二十年法律第十二号)

附則

法第十条第二項に規定する業務(この法律の施行前に同項の規定により機構が交付した補助金に係るものに限る。 旧機構法第十七条の規定は、この法律の施行後も、 機構は、 附則第二条の規定による改正後の独立行政法人農畜産業振興機構法 なおその効力を有する。 (以下「新機構法」という。)第十条に規定する業務のほか、)を行うことができる。この場合にお第十条に規定する業務のほか、旧機構

入に係る調整等に関する法律を廃止する法律(第二十二条第二号において「廃止法」という。 一条第二号中 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、新機構法第十二条第三号中 「第十条」とあるのは 「第十条及び廃止法附則第四条第一項」とする。 「附帯する業務」とあるのは)附則第四条第一項に規定する業務」 「附帯する業務並びに生糸の輸 新機構法第二十

3 (略)

○ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)(抄)

(定義)

第二条 (略

2 ん乳、粉乳又は政令で定めるその他の乳製品を製造する事業をいう。 この法律において「乳業」とは、 生乳に農林水産省令で定める方法による処理をして飲用牛乳とする事業及び脱脂乳 クリー ム、 バ ター、 チーズ、

れ

3 (略)

\bigcirc 関 税法 (昭 和二十 ·九年法律第六十一号)

(輸出又は輸入の許可)

第六十七条 らない。 く。)については、 貨物を輸出し、 課税標準となるべき数量及び価格) 又は輸入しようとする者は、 その他必要な事項を税関長に申告し、 政令で定めるところにより、 当該貨物の品名並びに数量及び価格 貨物につき必要な検査を経て、 (輸入貨物 その許可を受けなけ (特例申告貨物を除 ればな

明又は確認

第七十条 という。)を必要とする貨物については、輸出申告又は輸入申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない。 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して許可、 承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるもの(以下この項において「許可、

2 申 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して検査又は条件の具備を必要とする貨物については、第六十七条(輸出又は輸入の許可)の検査その 告又は輸入申告に係る税関の審査の際、当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備を税関に証明し、 その確認を受けなければならない。 輸出

3 項の証明がされず、 又は前項の確認を受けられない貨物については、輸出又は輸入を許可しない。

0 関 税定率 法 (明治四 十三 |年法律第五十四号)

関税割当制

第九 するものに適用する。 に おいて、当該貨物の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行なう割当てを受けた者がその受けた数量 条の二 ||別表において税率が一定の数量を限度として定められている貨物のうち政令で定めるものについては、その税率は、当該一定の数量の範囲内で輸入当制度)

2 前 項の割当ての方法、 割当てを受ける手続その他同項の規定の適用に関して必要な事項は、 政令で定める。

\bigcirc 独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号)

利 益及び損失の処理

第四 1十四条 余の額は、 独立行政法人は、 積立金として整理しなければならない。 毎事業年度、 損益計算において利益を生じたときは、 ただし、 第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。 前事業年度から繰り越した損失を埋め、 なお残余があるときは、 その

2 { 4 略

(借入金等)

第四十五条)をいう。以下同じ。)の第三十五条の十第三項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、 があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、 .政執行法人の事業計画(第三十五条の十第一項の認可を受けた同項の事業計画 独立行政法人は、中期目標管理法人の中期計画の第三十条第二項第四号、 当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。 (同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、 『項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの国立研究開発法人の中長期計画の第三十五条の五第二項第四号又は 短期借入金をすることができる。ただし、 やむを得ない事由

2~4 (略

 \bigcirc 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律 (昭和二十一年法律第二十四号)

政府又は地方公共団体は、 総務大臣)の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることが 保証契約をすることができない。 ただし、 財務大臣 (地方公共団体のする保証契

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律 (昭和二十八年法律第五十一号)

(外貨債務の保証)

0

額 いう。)(以下「国際復興開発銀行等」という。)からの資金の借入契約に基づき外貨で支払わなければならない債務について、予算をもつて定める金 復興開発銀行又は外国政府金融機関(当該金融機関に対する出資の金額の半額以上が外国政府の出資により設立されたものであつて政令で定めるものを 額。 (法人ごとにその金額を定めることが困難であるときは、保証契約をすることができる金額を総額をもつて定めるものとし、この場合においては当該 次項において同じ。)

の範囲内において、保証契約をすることができる。 政府は、 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律 (昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、政令で定める法人が国際

2·3 (略)

 \bigcirc 補 助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和三十年法律第百七十九号)

(定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、 国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一補助金
- 二 負担金(国際条約に基く分担金を除く。
- 三 利子補給金

四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

- 2 · 3 (略)
- 4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
- の目的に従つて交付するもの 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、 補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、 かつ、 当該補助金等の交付
- 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、 その交付の目的に従い、 利子を軽減して融通する資金
- 5 · 6 (略

7 この法律において「各省各庁」とは、財政法 二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。 (昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条に規定する各省各庁をいい、 「各省各庁の長」とは、 同 法第

(補助金等の交付の条件)

第七条 (略)

- 2 各省各庁の長は、 い場合に限り、 その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。 補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しな
- 3 · 4 (略)

(実績報告)

第十四条 係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。 事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、 補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助 補助金等の交付の決定に

(加算金及び延滞金)

- 間については、 るところにより、 九条 補助事業者等は、 既納額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。 その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期 第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、 政令で定め
- 2 の日数に応じ、 補助事業者等は、 その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。 補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、 政令で定めるところにより、 納期日の 翌日 から 納付 の 目 ま

3

略

(立入検査等)

- 第二十三条 させ、又は当該職員にその事務所、 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、 事業場等に立ち入り、 帳簿書類その他の物件を検査させ、 若しくは関係者に質問させることができる。 補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告を
- 2 前 項の職員は、 その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一 項の規定による権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第二十四条 又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ

(不服の申 出

- 第二十五条 対して不服を申し出ることができる。 服のある地方公共団体 地方公共団体(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号) 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、 に基く港務局を含む。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、各省各庁補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対 各省各庁の長に して不
- 2 を申し出た者に対して通知しなければならない。 各 省各庁の長は、 前項の規定による不服の申出があつたときは、 不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、 必要な措置をとり、 その旨を不服

3 (略)

- 第三十三条 前条の規定は、 国又は地方公共団体には、 適用しない。
- 2 0) 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、 長その他の職員に対し、 各本条の刑を科する。 その行為をした各省各庁の長その他 の職員又は地方公共団体
- \bigcirc 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律 (平成二十八年法律第百八号) (抄)

(関税暫定措置法の 部改正

- 第四 条 関税暫定措置法 (昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
- 第七条の三第 一項ただし書中 $\vec{}$ 飼料用麦 (同法別表第一○○一・九九号に掲げる物品 (メスリンを除く。) 又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物

四の項 平洋協力 日以後 用 輸入数量を ストラリア産 は おいて同じ。 とオーストラリアとの間) た 日 約国 日 麦 定に基づき第九条の二第一項 は」を削 以後の うち に基づき第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量(環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期を当該各項ごとに合計した輸入数量(同表の一三の項及び一四の項にあつては、当該年度の初日から毎月末までの当該各項のオーストラリア協 度を有する地域を含 (同 3の期間に係るものに限る。)との合計数量」及び「、前項中「別表第一の六の各項」とあるのは「産物品」に改め、「(一年経過日前の期間に係るものに限る。)と第九条の二第一項の譲許の便 み替える」を「、「別表第一の六の一五の項」とあるのは 料用麦を含む別表第一の六の項に掲げる」を削り、 の各項ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量)」に改め、同条第六項中「 (以下「一年経過 んの原 法別 に \mathcal{O} 期間に係るものに限る。)」及び「をこれらの項ごと」を削り、「(オー 同 効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。 ごを 限 料)の輸入数量 る。 表第 便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量」を「締約国産物品の輸入数量及び環 飼料用麦」を「「締約国産物品」に改め、 表の各項ごとに合計した輸入数量 産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたも 掲 用 「これらの項」を「同 げる物品であつて環太平洋パートナーシップ協 \mathcal{O} 「物品) を 同 一〇〇一・九九号に掲げる物品 ŧ の輸入数量を同表の」に、 を の協定 いう。 表 日」という。 の一三 (環太平洋協定がオーストラリアに 以下同じ。)を原産地とするもの 以 (第八項において「オーストラリア協定」という。) の規定に基づき第九条の二第一 下この \mathcal{O} 項 - 及び「をこれらの項ごと」を削り、「(オーストラリア産飼料用麦」を「(別表第一の六に掲げる物品であ) 前の期間に係るものに限る。)及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輔入要量(1 5 1994-11)にする 及び .表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「及び」を 条にお 兀 \mathcal{O} (同表の一三の項及び一四の項にあつては、 「の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用 項 て同じ。 (メスリンを除く。)又は同表第一○○三・九○号に掲げる物品 の各項ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量) 「(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から一 第八項において同じ。)及び同表の各項に掲げる物品であつて環太平洋協定の規定に基づき環太 「飼料用麦であつてオーストラリア」を「環太平洋協定の我が国以外の締約国」に、)を含む ついて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。)を別表第一の六の一三の 定 (以下 (第八項において 同 別 表 表の一五の項」と読み替える」に改め、 「環太平洋協定」という。 <u>ー</u>の 六の 「締約国産物品」という。)に係る輸入数量(環太平洋 頃に 別表第一の六に掲げる物品の輸 あ の(第八項において「環太平洋協定原産品」という。)に係る つては」を 当該年度中の当該各項に掲げる経済上の連 許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量 <u>)</u> 削 我が国以外の締約国 「飼料用麦を含む別表第一の六の項」 に改める。 麦の輸入数量を当 同条第八項中「、 のうち飼料用のものをいう。 5 項の譲許の便益の適用を受ける飼 入数量を同表の各項ごと」とあるの \mathcal{O} 項」を 並 (固有の関 びに」に、 該各項ごとに合計 太平洋: 飼料用麦を含む 同 表 携に関する日 税及び貿易に関 「第九条の二第 定原産品 と」を削 物 (一年経過 「「オー 量 (一年経 年を経過 頭にあ 第八項 項 及び一 の輸 た \mathcal{O} って 本国 間 定輸の入 輸 輸 E 料 0 り

(略

(十二条の次に次の二条を加える。

(更正の請求の特例)

太平洋 \mathcal{O} 告に \mathcal{O} 協 お 係 定 て同じ。 る納 納税申告 規 付 定に基づく関 す /べき税 をし 関 税 た者は、 額 法第七条第 税の (当 ¬該税額 譲 当該納税中 許 \mathcal{O} 便 関し 益 审 一の適用を受けていない場合にお 申告に係る貨物 告) 同法第七条の \mathcal{O} 規定 による申告又は + (環太平洋 項 又は第一 協定 同 いて、 の規 法第七条 項 定に基づ 当 (更正及び 該貨物 の 十 き 应 12 環 第 太平洋 決定) . つき当 項 (修 0 該譲許の 協 規定による更正 定の 正 原 便 産 の 益 品 品とされ 規定に 以 る貨物 を受けることにより、 よる修 下この条におい 限 る。 . う。 に つい 更 当 以 歪 該 て 下

」という。)があつた場合には、当該更正後の税額)が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日から一年以内に限り、 り、税関長に対し、 求)の規定による更正の請求をすることができる。 当該納税申告に係る税額 (当該税額に関し更正があつた場合には、 当該更正後の税額)について同法第七条の十五第一項 政令で定めるところによ (更正の

、賦課決定の請求

第十二条の三 日 当該決定に係る納付すべき税額(同条第三項の規定による決定があつた場合には、当該決定後の税額)が過大となるときは、 の原産品とされる貨物に限る。)の関税に係る納付すべき税額の決定をした場合において、当該貨物につき当該譲許の便益が適用されることにより、 決定)の規定により、 決定に係る税額の変更について同条第三項の規定による決定をすべき旨の請求をすることができる。 (同号口に規定する郵便物にあつては、日本郵便株式会社から交付された日) から一年以内に限り、 関税法第六条の二第一項第二号 税関長が環太平洋協定の規定に基づく関税の譲許の便益を適用しないで当該貨物(環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定 (税額の確定の方式)に規定する賦課課税方式が適用される貨物を輸入した者は、 政令で定めるところにより、 当該貨物の輸入の許可の 同法第八条第一項 税関長に対し、 当

- であるかどうかその他必要な事項について調査しなければならない。 税関長は、 前項の規定による決定の請求があつた場合には、その請求に係る貨物が環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるもの
- た者に通知する。 税関長は、 前項の調査をした場合において、関税法第八条第三項の規定による決定をしないときは、当該決定をすべき理由がない旨をその 請 武求をし
- 求に基づく更正」とあるのは 「その請求」と、 ついて同法第十三条第二項 第一項の請求に基づく関税法第八条第三項の規定による決定により納付すべき税額が減少した関税 「当該更正」 (還付及び充当)に規定する還付加算金を計算する場合における同項の規定の適用については、 「関税暫定措置法第十二条の三第一項 とあるのは 「当該決定」とする。 (賦課決定の請求) の請求に基づく賦課決定」と、 (当該関税に係る延滞税を含む。) に係る過 「その更正の請求」とあるの 同項第二号中「更正の請 は 金

略

産物の価格安定に関する法律の一部改正

第六条 畜産物の価格安定に関する法律 (昭和三十六年法律第百八十三号) *(*) 部 を次のように改正する。

名を次のように改める。

畜産経営の安定に関する法律

目 主要な畜産 物の価格の安定に関する措置 (第三条—第十二条)

次 則 (第十三条・第十四条)

四章 (第十五条

> 第二章 原料乳及び指定乳製品の価格 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付 の安定に関する措置

(第

第五章 第四章 罰則 (第十四条・第十五条 (第十六条—第十八条

兀

に改める。

第一条 産及びその関連産業の健全な発展を促進し、併せて国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。 この法律は、 主要な家畜又は畜産物について、 交付金の交付又は価格の安定に関する措置を講ずることにより、 畜産経営の安定を図り、

第二条中第三項を削り、

この法律において「肉用牛」とは、 [用牛」とは、政令で定める月齢以上の肉用牛をいい、「肉豚」とは、種豚以外の豚:第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。 種豚以外の豚をいう。

十五条第一項中「前条第一項」を「第十五条第一項若しくは第二項」に、 「同項」を「同条第一項」に、 「二十万円」を「三十万円」に改め、 同 条

第十六条 第二項を削り、 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 同条を第十七条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。 ただし、 刑法 明明 治 兀 +

律第

十五号)に正条があるときは、同法による。

本則に次の一条を加える。

第十八条 人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をし、八条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。 金刑を科する。 前二条の違反行為をしたときは、 J.たときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の以下この項において同じ。) の代表者又は法人若しくは人の代理人、使

告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほ か、 法 一人を被

第四章を第五章とする。

の生産者若しくは原料め必要があるときは、 三項とし、 定乳製品の生産費、 生産者若しくは原料乳若しくは指定乳製品の生産者」に改め、 十四条第一項中「原料乳、 同条第一項の次に次の一項を加える。 輸入価格若しくは在庫量その他」を加え、 その」を「この法律の施行に必要な」に、 指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の生産費、輸入価格、在庫量その他これらの価格の安定に関し必要な事項を調査 同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一頁」ことの、「対し、」の下に「肉用牛若しくは肉豚の生産費若しくは販売価格、に、「これらの生産者(指定食肉に係る家畜の生産者を含む。)」を「肉に、「これらの生産者(指定食肉に係る家畜の生産者を含む。)」を「肉 に改め、 格、原料乳若しくは指「肉用牛若しくは肉豚 同項を同 するた 条第

のに限る。 販 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、 一売の委託若しくは売渡しを受けた者 に係るものに限る。)、肉用牛又は肉豚)の設置者若しくは管理者又は肉用牛若しくは肉豚の生産者からその生産した肉用牛若しくは肉豚 (牛肉又は豚肉を含む。 (その者が直接又は間接の構成員となつている団体を含む。) に対し、肉用牛又は肉豚の生産費)の販売価格その他必要な事項に関し報告を求めることができる。 と畜場法 (昭和二十八年法律第百十四号) 第三条第二項に規定すると畜場 (牛肉又は豚 肉を含む。 (と畜に係るも (肉用牛又は肉 。 の

第三章中第 十四条を第十五条とする。

十三条中「第六条第五項又は第十条各号」を 「第三条第一 項各号、 第二項若しくは第四項、 第七条第三項又は第十一条各号」 に改め、 同 条を第 十四四

条とする。

第三章を第四章とする。

第二章の章名中「主要な畜産物」を「原料乳及び指定乳製品」に改める。

第十二条の見出しを「(指定乳製品の交換)」に改め、 同条中「又は指定食肉」を削り、 「これら」を「当該指定乳製品」に改め、 中 条を第

十三条とする

第十二条とする。 十条」に改め、同条第一号及び第二号中 ·条」に改め、同条第一号及び第二号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、第十一条の見出しを「(指定乳製品の買入れ又は売渡しをしない場合)」に改め、同 同 条中 同条第三号及び第四号中 「第七条の」を「第八条の」に、 「第九条」を 「第十条」 「又は第九条」を に改め

第十条中「又は指定食肉」を削り、同条を第十一条とする。

第九条の前の見出しを削り、 同条ただし書中「これらの」を「その」に改め、同条を第十条とし、同条の前に見出しとして「(指定乳製品の売渡し)」を付する。元九条の前の見出しを削り、同条中「又は指定食肉」、「 、指定乳製品にあつては」及び「 、指定食肉にあつては中央卸売市場にお 指定食肉にあつては中央卸売市場において、 を削

第八条を第九条とする。

り、「第一項」を「前項」に改め、「又は第三項の規定による買入れ」を削り、第七条の前の見出しを削り、同条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、 (指定乳製品の買入れ) 」を付する。 同項を同条第二項とし、同条を第八条とし、同条第二項から第四項までを削り、同条第五 同条第五項中「又は指定食肉」を削 同条の前に見出しとして「

く」を「聴く」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とし、同条を第七条とする。 第六条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項及び第四項を削り、 同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「から第四項まで」、「独立行政法人農畜産業振興機構が六条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前四三 |項| を (以 下 「 及び 「前二項」に改め、 「」という。 同項を同条第三項と)」を削 聞

五条第一項中「行なう」を「行う」に改め、 同条を第六条とし、第四条を第五条とする。

いて」を削り、 項中「又は指定食肉(当該家畜を含む。)」を削り、「これらの」を「その」に改め、 「にあつては生産者」を「の生産者」に改め、「 、指定食肉にあつては政令で定める主要な消費地域に所在する中央卸売市場における売買価格につ 第三条第一項第一号中「及び指定食肉」を削り、 同条第三項中「下つて原料乳、」を「下回つて原料乳及び」に改め、「及び指定食肉」を削り、 同項第二号中「安定下位価格」の下に「及び安定上位価格」を加え、同項第三号を削り、 同条を第四条とする。 「こえて」を 「超えて」に改め、 同条第一 同条第

第二章を第三章とする。

第一章の次に次の一章を加える。

独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」 第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付

を交付することができる。 つて次の各号のいずれにも該当するものに対し、 (以下「機構」という。) は、 肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金 標準的販売価格が標準的生産費を下回つた場合には、 (以 下 肉用牛又は肉豚の生 · 「交付, 金」という。

のいずれにも該当する積立金 (次項及び第三項において「 積立金」 という。)の積立てに要する負担金を支出しているものであること

- 1 標準的 [販売価 が標準的生産費を下回つた場合における肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するためのものであること。
- 肉用牛又は肉豚の生産者に対する支払に充てられるものであつて、交付金が交付される場合にその支払が行われるものであること。
- 積立ての額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
- その他交付金の適正かつ効果的な交付のための農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
- 限 数をそれぞれ乗じて得た額を合算した額とする。 る。)であつて当該期間内に当該生産者が販売したことにつき機構が農林水産省令で定めるところにより確認をしたものの品種別の頭数に相当する 用牛又は肉豚の再生産を確保することを旨として農林水産省令で定める割合を乗じて得た額に、 交付金の額は、 農林水産省令で定める期間ごと及び肉用牛又は肉豚の生産者ごとに、 て得た額に、肉用牛又は肉豚肉用牛又は肉豚の標準的生 生産費と標準的販売価 (積立金の対象とされているものに 額
- 3
- た額をいい、 第一項及び第二項に規定する「標準的販売価格」とは、肉用牛又は肉豚の標準的な販売価格として農林水産省令で定めるところにより品種別積立金から肉用牛又は肉豚の生産者に対し支払われる額は、交付金の額から控除するものとする。 第一項及び第二項に規定する「標準的生産費」とは、 肉用牛又は肉豚の標準的な生産費として農林水産省令で定めるところにより品! に算出

則第十条及び第十一条を次のように改める。

別に算出した額をいう。

十条及び第十一条 削除

独 立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正

第九条 独立行政法人農畜産業振興機構法 (平成十四年法律第百二十六号) の一 部 を次のように改正する。

第三条中「主要な畜産物の価格」を「畜産経営」に改める。

指定食肉を除く。 ^、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「イの」を「ロの」に改め、「及び指定食肉」を削り、同号ロを同号ハとし、同号イ中「:の価格安定に関する法律第六条第二項、第三項又は第四項」を「畜産経営の安定に関する法律第七条第二項」に改め、「、 十条第一号中)」を削り、 「畜産物の価格安定に関する法律 同号イを同号口とし、同号にイとして次のように加える。 (」を「畜産経営の安定に関する法律 こに、 「価格安定措置」を「措置」に改め、 同号イ中「及び指定食肉 指定食肉又は鶏卵等」を削 同号ハ中「畜 (輸入に係る 産

肉用牛及び肉豚についての交付金の交付を行うこと。

ニとし、 第十条第二号中「国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、 ロの次に次のように加える。 及 び 」 を削り、 同条第五号中ホをへとし、 ニをホとし、 を

輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しを行うこと。

第十一条第一号中 「及びロ」を「からハまで」に改め、 同条第二号中 「前条第五号ニ」 を 「前条第五号ホ」に改める。

び へ」に改める。 十二条第三号中 口及びハ」を「からニまで」に、 「並びに」を 「及び」に改め、 同条第四号中 「第十条第五号ニ及びホ」 を 「第十条第五号 ホ 及

|条中「第十条第一号イ及びロ」を「第十条第一号ロ及び <u>ハ</u> に改める。

第十七条及び第十 八条第一号中 「第十条第一号ハ」 を 「第十条第 一号 に改める。

附 則

行期日

各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 この法律は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国 に っいい て効力を生ずる日 (第三号において「発効日」という。)から施行する。 次

附則第九条の規定 公布の日

《び一キログラムにつき一二〇円)」を加える部分に限る。)及び附則第三条第一項の規定 発効日の前日 第四条中関税暫定措置法別表第一の三第〇四〇四・一〇の改正規定(「九九円」の下に「(発効日の前日以後に輸入されるものにあつては、第三条中商標法第二十六条第三項第一号の改正規定及び第十条の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

|産物の価格安定に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前に、 第六条の規定による改正前の畜産物の価格安定に関する法律第六条第三項の認定を受けた同項の計画及び同条第四項 の認定を受けた

同 項の計画については、 なお従前の例による。

加 工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一 部 改正

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法 (昭和四十年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中 「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に、 「第二条第二項」 を 「第二条第三項」 改める。

第三条第二項中「から第四章まで」を「及び第四章」に改める。

五条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第二十条第一項中「第三条から第五条まで及び第七条から第十二条まで」を「第四条から第六条まで及び第八条から第十三条まで」に、

法」という。」を削り、 項」を「第二条第二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、 「同条第四項及び法第十四条第一項」を「法第十五条第一項」に改め、同条第三項中「第十三条中「第六条第五項又は第十条各 以下「暫定措置

号」を「第十四条中「、 第七条第三項又は第十一条各号」に、「第六条第五項」」を「又は第七条第三項」」に改める。

第三項」に改め、同条第二項中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法 第二十条の二第一項中「第十条第一号イ及びロ」を「第十条第一号ロ及びハ」に、 「第十条第一号ロ及びハ」に改め、 「生産者補給交付金」と」の下に つの下に 「同法 「昭和四十年法律第百十二号。」を加え、、「第二条第一項」を「第二条第二項」に、 (」とあるのは 「補助金等に係る予算の執行 「第十条第一号イ及びロ」 の適正化 「同条第一 に関する法律 を「同

二十条の三中 (同号の農林水産省令で定める事業に係るものに限る。

を削る。

と」を加える。

(肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)

第十四条 第十三条第一項中「畜産物の価格安定に関する法律 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。 (昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。) 第二条第三項に規定する食肉」を「食用

第十四条第一項中「法第二条第三項に規定する指定食肉(以下「指定食肉」という。)についての」を削り、に供される家畜の肉」に改め、同項第二号中「ほほ肉」を「頬肉」に改める。 「第十条第一号」を 「第十条第一号イ」

に改め、 同条第二項中「指定食肉についての」を削り、「第十条第一号」を「第十条第一号イ」に改める。

等一人とり「第一日を等一員」と「前を等一員」に対しる。第十五条を削り、第五章中第十五条の二を第十五条とする。

第十八条中「第十七条第一項」を「前条第一項」に改める。

農業・農村基本法の一部改正)

第十五条 第四十条第三項中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に改める。 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号) の一部を次のように改正する。